

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律				法令の番号	昭和32年法律第164号							
許認可等の種類	適正化規程の認可・変更の認可（1／2）				根拠条項	第9条第1項							
審査基準													
<p>第1 「別に掲げる当該業種における過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがある、又は過度の競争により組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがあると認められる場合」において、当該組合が適正化規程を設定して知事の認可を受け、料金若しくは販売価格の制限又は営業方法の制限を行おうとするときは、当該規程が次の基準に適合していなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の事態を克服するための必要かつ最小限の範囲を越えていないこと。 2 不当に特定の組合員を差別的に取扱うものでないこと。 3 利用者又は消費者の利益を不当に害するものでないこと。 <p>第2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正化規程は法第51条第1号に規定する適正化基準に準拠し、当該地区における賃金その他の経費の水準を勘案して定められたものであること。 2 適正化規程の設定又は変更は、組合の総会若しくは総代会又は設立総会で議決されていること。 <p>※ 上記第1の「別に掲げる当該業種における過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがある、又は過度の競争により組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがあると認められる場合」の判断基準は次の(1)(2)のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活衛生同業組合の地区内において当該業種に属する営業者の競争が、次のいずれかの事態を引き起こすに至っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 相当数の組合員の営業の健全な経営の維持を困難にする程度に、料金又販売価格が一般的に低下すること。 イ 利用者又は消費者に不利益を与える程度に、提供する役務の内容又は販売をする物の内容（品質若しくは数量）が一般的に低下すること。 ウ 正常な商習慣に照らして不当と認められる取引方法が一般化すること。 エ 取引の相手方が正常な商習慣に照らして不当と認められる取引方法を使用するため、著しく不利な取引が一般化すること。 オ 営業施設又は労働力の遊休部分が正常な水準を超えて一般的に増加すること。 (2) 上記(1)に規定する状況が生ずることにより、当該業種に属する相当数の営業者について次の状態の全部又は一部が生じ、又は生じるおそれがあること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 売上高が正常な状態に比して著しく少ないこと。 イ 売上利益の売上高に対する割合が正常な状態に比して著しく低いこと。 ウ 負債が正常な状態に比して著しく多い等により、資金繰りが著しく困難であること。 エ 賃金が著しく低いこと、その支払が遅延していること等正常な雇用条件の維持が困難であること。 オ 設備が老朽化しており、かつその更新が困難であること。 カ 営業時間が正常な状態に比して著しく延長されていること。 キ 営業の廃止、営業の譲渡その他これらに準ずる事態があること。 ク 公衆衛生の見地から、法令に基づく営業許可の取消、停止等の処分又はこれに準じた指示等が行われていること。 													
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	標準処理期間 標準経由期間	50日 一日	目次 NO					

審査基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
許認可等の種類	適正化規程の認可・変更の認可(2/2)	根拠条項	第9条第1項

審査基準	<p>ケ 提供する役務又は販売をする物の衛生面について、利用者又は消費者に不利益を与えていたことにより、利用者又は消費者の苦情、要望等が増加していること。</p> <p>※ 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「相当数」「一般的」「一般化」については組合の地区で全般的に判断する。 2 過度の競争による衛生措置阻害の事態等の存否、特に「おそれがある」事態の判定は慎重かつ厳密に行う。 3 過度の競争による衛生措置阻害の事態等が存在することの立証義務は組合側にある。 							

受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	標準処理期間 標準経由期間	50日 一日	目次 NO	
------	-------	------	-------	------	-------	------------------	-----------	----------	--